

議案第7号

日進市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日進市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年2月23日提出

日進市長 萩野幸三

1 提案理由

この案を提出するのは、市長、副市長及び教育長の給料の額を改めるため、日進市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

給料月額を次のように改める。

職員	改正後	改正前
市長	992,000円	927,000円
副市長	815,000円	762,000円
教育長	731,000円	684,000円

日進市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

日進市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例(昭和41年日進町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
職員	給料月額	職員	給料月額
市長	992,000円	市長	927,000円
副市長	815,000円	副市長	762,000円
教育長	731,000円	教育長	684,000円

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。